

学位規則

(趣旨)

第1条 光産業創成大学院大学（以下「本学」という。）における博士論文審査等の手続きその他本学が授与する博士の学位に関し必要な事項については、この規則の定めるところによる。

(学位)

第2条 本学が授与する学位は、博士とし、付記する専攻分野は「光産業創成」または「工学」とする。

(学位授与の要件等)

第3条 前条の学位は、本学の研究科に所定の修業年限以上在学し、所定の単位数以上を修得し、かつ、事業実践を伴う課題研究及び学位論文の作成等に対する指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格し、本学の研究科を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、前条の学位は、本学の研究科を経ない者であっても、本学に博士論文の審査を申請し、その審査に合格し、かつ、本学の研究科を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

(博士論文審査出願等の手続き)

第4条 前条第1項の規定に基づき博士論文の審査及び試験を受けようとする者は、別に定める期日までに、その博士論文審査出願書を、学長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定に基づき、本学に博士論文の審査を申請し、及び本学の研究科を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）を受けようとする者は、その博士論文及び博士論文審査申請書を学長に提出するとともに、所定の額の審査手数料を納入しなければならない。

3 本学の研究科に所定の修業年限以上在学し、所定の単位数以上を修得し退学した者が、本学に博士論文の審査を申請し、及び学力の確認を受けようとするときも前項の規定による。この場合において、その者が退学後3年以内の者であるときは審査手数料の納付は要しないものとする。

(提出する博士論文)

第5条 提出する博士論文は、1編とする。ただし、参考として他の自著又は共著の論文を添付することができる。

2 博士論文の審査のため必要があるときは、その博士論文の翻訳、その博士論文の内容に関係のある模型、標本等の参考資料を提出させることがある。

(博士論文等の受理及び審査の付託)

第6条 学長は、第4条第1項の規定に基づき提出された博士論文及び博士論文審査出願書を受理したときは、研究科教授会にその博士論文の審査及び試験を付託するものとする。

2 学長は、第4条第2項及び第3項の規定に基づき提出された博士論文及び博士論文審査申請書を受理したときは研究科教授会にその博士論文の審査及び学力の確認を付託するものとする。

(審査委員)

第7条 研究科教授会は、前条第1項及び第2項の規定に基づき博士論文の審査及び試験の付託を受けたときは、その博士論文ごとに、研究科の教員のうちから3人以上の者を審査委員として選出し、その博士論文の審査及び試験に当たらせるものとする。

2 研究科教授会は、必要があると認めるときは、前項の審査委員に加えて、他の大学の大学院、研究所等の教員等を審査委員に委嘱することができる。

(試験)

第8条 第6条第1項の試験は、博士論文の審査が終了した後に、その博士論文を中心としてこれに関連のある専門分野について、筆記または口述により行うものとする。

(学力の確認)

第9条 第6条第2項の学力の確認は、その博士論文を中心として、これに関連のある専門分野について、筆記、口述等適宜の方法により行うものとする。

2 学力の確認は、研究科が定めるところにより、外国語についても行うことができる。

3 本学の研究科に所定の修業年限以上在学し、所定の単位数以上を修得して退学した者で退学後3年以内の者その他研究科教授会が差し支えないと認めた者については、学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

第10条 第4条第1項の規定に基づき提出された博士論文の審査及び試験は、その博士論文を提出した者が在学すべき所定の期間内に終了するものとする。

2 第4条第2項及び第3項の規定に基づき提出された博士論文の審査及び学力の確認は、その博士論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、研究科教授会の議を経て、博士論文の審査及び試験または学力の確認に要する期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

第11条 審査委員は、博士論文の審査及び試験又は学力の確認を終了したときは、それらの結果に学位を授与できるか否かの意見を添え、研究科教授会に報告するものとする。

(学位授与の議決)

第12条 研究科教授会は、前項の報告に基づき、学位授与の可否について審議し、議決するものとする。

2 前項の議決は、研究科教授会の構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成を必要とするものとする。ただし、公務出席中の者、長期療養中の者その他学長がやむを得ないと特に認められた者は、構成員の数から除くものとする。

3 研究科教授会は、第1項の結果に次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、学長に報告するものとする。

(1) 博士論文の要旨

(2) 博士論文の審査結果の要旨

(3) 試験又は学力の確認の結果の要旨

(学位の授与)

第13条 学長は、前条第3項の報告に基づき、学位の授与の可否について、学位の授与を申請した者に通知する。

2 学長は、学位を授与する者に学位記を交付する。

3 学位記の様式は、別記の通りとする。

(論文要旨等の公表)

第14条 学長は、学位を授与したときは、文部科学大臣に所定の報告をするとともに、その学位を授与した日から3月以内に、その博士論文の内容の要旨及びその審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第15条 学位を授与された者は、その学位を授与された日から1年以内に、その博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、その学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、研究科教授会がやむをえないと認めるときは、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、インターネットの利用により本学が行うものとする。

(学位の名称)

第16条 本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第17条 本学の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科教授会の議を経て、その学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(細則)

第18条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 第3条第2項の規定に基づく学位の授与は、同条第1項規定に基づく学位の授与が行われた後に行うものとする。

3 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

4 この規則は、平成26年8月7日から施行する。

5 この規則は、令和元年9月12日から施行する。

別記 学位記

(別記)(第3条第1項の場合)

| | |
|------------------------------------|--------------------|
| | 博甲 第 号 |
| 学 位 記 | |
| | 氏 名 年 月 日生 |
| 本学大学院光産業創成研究科光産業創成専攻の博士後期課程を修了したので | |
| 博士()の学位を授与する | |
| 令和 年 月 日 | |
| | 光産業創成大学院大学長 学長名 |
| 大学の印 | 学長の印 |

(注)用紙の大きさは、A4版とする。

(第3条第2項の場合)

| | |
|--------------------------------------|--------------------|
| | 博乙 第 号 |
| 学 位 記 | |
| | 氏 名 年 月 日生 |
| 本学に学位論文を提出し所定の審査に合格したので博士()の学位を授与する | |
| 令和 年 月 日 | |
| | 光産業創成大学院大学長 学長名 |
| 大学の印 | 学長の印 |

(注)用紙の大きさはA4版とする。

学位審査取扱細則

第1条 この細則は、[光産業創成大学院大学学位規則](#)（平成17年4月1日制定）（以下「規則」という。）[第18条](#)の規定に基づき、学位審査の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この細則において、規則第3条第1項の規定により授与される学位は「課程博士」とし、同条第2項の規定により授与される学位は「論文博士」とする。

（学位審査の申請資格）

第3条 前条に規定する「課程博士」若しくは「論文博士」の学位を申請できる者は次の各号に該当する者とする。

（1）課程博士の申請資格を有する者は、規則第3条第1項の定めるところにより本学の研究科に所定の修業年限以上在学し、所定の単位数以上を修得し、かつ、事業実践を伴う課題研究に対する指導を受けた者とする。

（2）論文博士の申請資格を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

イ 本学大学院博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、事業実践を伴う課題研究に対する指導を受けた上退学した者

ロ 大学卒業後7年以上又は修士課程修了後4年以上の技術又は研究の経歴を有する者

ハ 本号イロに掲げる者と同等以上の技術又は研究の経歴を有すると認められた者

（予備審査）

第4条 博士の学位を申請しようとする者は、予備審査申請書（別記様式予備1号）に本条第7項にかかげる書類を添えて申し出を行い予備審査を受け、それに合格しなければならない。

（1）課程博士の学位申請者は、主任指導教員を通じて学長（研究科長）に申し出るものとする。

（2）論文博士の学位申請者は、光産業創成研究科の教授、准教授、講師、または助教を通じて学長（研究科長）に申し出るものとする。

2 予備審査は研究科教授会の下に置く予備審査会で行う。

3 予備審査会の申し出は、3月、6月、9月及び12月の所定の時期とする。

4 予備審査会は非公開とし、予備審査員は指導教員を含む教授、准教授、講師、及び助教からなり、その委員長は学長が兼ねる。予備審査会が必要と認めた場合は、他の教員も加えることができる。

5 予備審査の合格基準については、別に定める。

6 審査結果は、指導教員を通じて本人に通知する。

7 予備審査申請者は、博士論文要旨（1000～2000字程度の和文要旨及び500～1000語程度の英文要旨）、博士論文、業績目録、業績コピー各1部及び各書類の電子ファイルを本条第1項の予備審査申請書に添えて主任指導教員を通じて学長（研究科長）に提出するものとする。

（博士論文の申請等）

第5条 博士の学位を受けようとする者（以下「学位申請者」という。）は、次の各号により申請するものとする。

（1）課程博士の学位申請者は、主任指導教員を通じて、博士論文審査出願書（別記様式第1号）を学長に提出するものとする。

（2）第4条に定める予備審査を受け学位申請を許可された論文博士の学位申請者は、光産業創成研究科の助教以上の者を通じて、博士論文審査申請書（別記様式第2号）を学長に提出するものとする。

2 博士論文審査出願書の提出時期は、5月、8月、11月及び2月の所定の時期とする。

（博士論文等の提出）

第6条 学位申請者は、次の各号のいずれかに従って博士論文等を提出するものとする。

（1）課程博士にあつては、博士論文要旨（1000～2000字程度の和文要旨及び500～1000語程度の英文要旨）、博士論文、業績目録、業績コピー、履歴書各5部を所定の期日までに第4条の博士論文審査出願書に添えて主任指導教員に提出するものとする。

（2）論文博士にあつては、博士論文要旨（1000～2000字程度の和文要旨及び500～1000語程度の英文

要旨)、博士論文、業績目録、業績コピー、履歴書各5通を第4条の博士論文審査申請書に添えて光産業創成研究科の講師以上の者を通じて学長(研究科長)に提出するものとする。

(審査手数料)

第7条 規則第4条第2項にかかる審査手数料は10万円とする。

(博士論文等の受理及び審査)

第8条 規則第6条の規定により学長が学位申請者から博士論文審査申請書を受理したときは、研究科教授会の下に置く審査委員会により公開審査会及び本審査会による審査を行うものとする。

(審査委員会)

第9条 規則第7条第1項及び第2項の規定により選出等された審査委員は、審査委員会を開催し博士論文の審査及び最終試験又は学力の確認に当たるものとする。

2 審査委員は、学位申請者の親族以外の者のうちから選出するものとする。

3 審査委員会には主査(審査委員長)を置き、主査は審査委員会を統括する。

4 主査は、学位申請者の主任指導教員以外の審査委員のうちから、研究科教授会が指名する。

(公聴会)

第10条 審査委員会は、提出された博士論文に対し広く意見を聴取するために公聴会を開催するものとする。

2 審査委員は、公聴会に出席するものとする。

3 審査委員長は、公開審査会の開催に当たり、開催日の1週間前に開催の日時を掲示するとともに、博士論文を附属図書館において公開するものとする。

(課程博士の試験)

第11条 規則8条の課程博士の試験は、公開審査会をもってあてることができる。

(論文博士の学力の確認)

第12条 論文博士の学力の確認は、次の各号に掲げる方法によって行う。

(1) 博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するための筆記又は口述試験

(2) 課程博士修了相当の外国語の能力の有無を判定するため、審査委員会が指定する2種類(ただし、研究科教授会が特別の事情があると認める場合は、1種類)の外国語の能力についての筆記試験

2 前項第1号の学力の確認は、公開審査会をもってあてることができる。

(審査結果の報告等)

第13条 審査委員会は、博士論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、その結果を文書(別紙様式第3号又は第4号)により研究科教授会に報告する。

2 審査委員は、研究科教授会の要請があったときは、研究科教授会に出席し、意見を述べるものとする。

(学位の英語名称)

第14条 授与する学位の英語名はDoctor of Philosophy(略称PhD)とする。

(審査委員の変更)

第15条 指名された審査委員が、やむをえない事情により審査を行うことができなくなった場合は、審査委員を変更することができる。

2 前項の審査委員の変更は、規則第7条の規定により行うものとする。

(博士論文の保管)

第16条 学位を授与した博士論文は、本学附属図書館に保管する。

(その他)

第17条 この細則が定めるもののほか、博士の学位審査取扱いに関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て学長が定める。

附 則

1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

- 3 この細則は、平成21年6月11日に一部改正し、平成21年4月1日から施行する。
- 4 平成21年3月31日において学位審査取扱細則第3条第1号に定める学位審査の申請資格を有する者
にあつては、改正後の第8条の規定にかかわらず、改正前の規定を適用する。
- 5 この細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 6 この細則は、平成28年3月10日から施行する。
- 7 この細則は、令和2年3月13日から施行する。